

令和8年1月26日

全国消防本部 御中

電子申請受付システムの情報共有機能改善に伴う措置について（ご案内）

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

日頃より、電子申請受付システムの運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、電子申請受付システムにおきましては、これまで消防本部と消防署（分署を含む、以下同じ）の間、又は消防署同士で情報共有ができない仕様となっておりましたが、先般実施した機能改善により、相互に情報共有される仕様へと変更いたしました。

これに伴い、利用規約の一部改訂を行うとともに、既存の消防機関アカウント等に対し、システムの正常稼働に必要な措置を下記のとおり講じましたので、ご案内申し上げます。

また、電子申請受付システムの初期設定に不備が見受けられ、特定行政庁及び指定確認検査機関が対応に苦慮している事例が確認されております。つきましては、別紙をご確認のうえ、貴機関のアカウントの設定に不備がないか、今一度ご点検くださいますようお願いいたします。

なお、本案内は、電子申請受付システムの利用有無にかかわらず、全国の消防本部にのみに送付しております。必要に応じて、管下の消防署への情報共有をお願いいたします。

記

1. 消防本部と消防署による相互情報共有について（お知らせ）【別紙 項番1】

消防本部及び管下の消防署で受け付けたデータについて、必要に応じて検索・表示及び情報更新が可能となりました。消防署で受け付けた案件を消防本部で決裁する運用も可能です。

2. 利用規約の一部改訂等について（お知らせ）【別紙 項番2・3】

これまで利用申込単位で「組織管理者」を届け出ていただく仕様としておりましたが、本改訂により当該要件を廃止し、「組織管理者」の異動に伴うご連絡も不要としました。

また、システムの正常稼働に必要な措置として、ダミーの消防本部アカウントの設定等を実施しております。

3. 初期設定の不備点検について（お願い）【別紙 項番4】

次の点について、ご点検をお願いいたします。

- ・基本情報設定の〔管轄都道府県〕にチェックが入っていること
- ・〔消防留意事項〕の管轄区域が明確に記載されていること（曖昧でないこと）
- ・消防本部及び消防署間で管轄区域の設定に重複がないこと

お問合せ

一般財団法人建築行政情報センター システム課：秋田・淡路

メール：icbadb@icba.or.jp

1. 消防本部と消防署による相互共有について

申請先の「その他支店」にチェックを入れると、消防本部や消防署（分署含む、以下同じ）から他の消防署の担当案件を検索したり、消防署から消防本部の担当案件を検索できます。

詳細は操作マニュアルをご参照ください。

<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-system.html>

審査機関向け_支店間共有方法(PDF) 2025/09/29 版

2. 利用規約の一部改訂

主要な改訂箇所は下表のとおりです。これに伴い、人事異動に伴う ICBA へのご連絡は不要となりました。

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>建築行政共用データベースシステム（電子申請受付システム）の利用に当たっての ID 等管理及び保護措置について</p> <p>第2条 <u>利用機関は、前条のユーザー ID、パスワード及び受信アドレスを管理するために、ID 管理担当職員を定め、ID 管理担当職員が ICBA に組織用受信アドレス及び登録する組織名を報告し、ICBA は利用機関に対して、組織用ユーザー ID、パスワード及び登録された組織用受信アドレスを発行する。</u></p> <p>2 <u>ID 管理担当職員は、人事異動等によりその立場で無くなる場合、後任の ID 管理担当職員に組織用ユーザー ID、パスワード及び登録された組織用受信アドレスを確実に引き継ぐ。</u></p> | <p>建築行政共用データベースシステム（電子申請受付システム）の利用に当たっての ID 等管理及び保護措置について</p> <p>第2条 <u>消防機関は、前条のユーザー ID、パスワード及び受信アドレスを管理するために、消防機関担当職員から管理責任者（以下「組織管理者」という。）を定め、ICBA に受信アドレスを含む組織管理者の情報を報告し、ICBA は、組織管理者に対して、組織管理者ユーザー ID、パスワード及び登録された受信アドレスを発行する。</u></p> <p>2 <u>組織管理者が人事異動等により組織管理者としての立場で無くなった場合、消防機関は、その事実、新たな組織管理者及び新たな組織管理者の受信アドレスを ICBA に報告し、ICBA は、それまでの組織管理者のユーザー ID 及び受信アドレスを抹消するとともに、新たな組織管理者に対してユーザー ID、パスワード及び新たな組織管理者の受信アドレスを発行する。</u></p> |

3. 正常稼働に必要な措置

下記2点を ICBA にて対応いたしました（消防機関側の操作等は不要です）。

(1) ダミーの消防本部アカウントの設定

消防本部で運用しない場合であっても、システム上は消防本部のアカウントが必須となったことから、消防署のみで利用されている消防機関様についてはダミーの消防本部アカウントを設定しました。なお、ダミーのアカウントにもセキュリティ措置を講じております。

(2) 消防本部と消防署をシステムが判別するためのコード設定

既存アカウントと既存データについて、消防本部と消防署の判別用コードを振り直しました。

4. 初期設定の不備点検

(1) 基本情報設定の「管轄都道府県」が選択されていることをご確認ください。



※選択されていない場合、特定行政庁・指定確認検査機関の都道府県による送信先絞り込み画面に、貴消防機関が表示されません。

(2) 基本情報設定の「消防留意事項」を表示し、

- ・管轄区域が明確に記載されていること（曖昧でないこと）
 - ・消防本部及び消防署間で管轄区域の設定に重複がないこと
- をご確認ください。



※他の消防機関の記載内容は、ICBAホームページ上の下記サイトからご確認くださいことが可能です。

<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shobokikan>

以上